

新型コロナウイルス感染症関連の支援策

この別冊は、国や県（6月8日時点）、市（6月22日時点）の主な支援策を取りまとめたものです。支援策の詳細は各連絡先にお問い合わせください。最新の情報は市ホームページでご確認ください。



1 日常生活を支える取り組み（個人・家族向け）

【全般】

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
家計への支援	市	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている人を対象として1人につき10万円を給付	市対策本部生活支援部会／本庁福祉課（☎34-2324）
不安やストレスの相談対応	県	新型コロナウイルス感染症相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談窓口	県新型コロナウイルス感染症相談窓口（☎019-629-6085）
不安やストレスの相談対応	県	帰国者・接触者相談センター	症状がある人の相談窓口	帰国者・接触者相談センター（☎019-651-3175）
不安やストレスの相談対応	県	新型コロナウイルス感染症こころのケア体制整備事業	県民の不安やストレスの軽減などのため、相談員による相談支援などの体制を整備	県精神保健福祉センター（☎019-629-9617）

【福祉】

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
住居を失った・失うおそれがある場合の支援	市	住居確保給付金	家賃相当額を支給（上限あり）。支給期間：原則3カ月（最長9カ月）	くらし・安心応援室（☎47-4546）
収入が減った家庭への支援	県社会福祉協議会	緊急小口資金（特例貸付）	貸付上限額：20万円、据置期間：1年以内、償還期限：2年以内、無利子・保証人不要	市社会福祉協議会（☎25-7171）
収入が減った家庭への支援	県社会福祉協議会	総合支援資金（特例貸付）	貸付上限額：2人以上世帯は月20万円、単身世帯は月15万円、貸付期間：原則3月以内、据置期間：1年以内、償還期限：10年以内、無利子・保証人不要	市社会福祉協議会（☎25-7171）

【子育て】

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
子育て世帯への支援	市	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円を給付	本庁こども家庭課家庭福祉係（☎34-1585）
子育て世帯への支援	市	ひとり親世帯への臨時特別給付金	低所得のひとり親世帯を支援するため、特別給付金を支給（8月中旬から受け付け開始予定）	本庁こども家庭課家庭福祉係（☎34-1585）

【学び】

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
保護者の家計が急変した学生への支援	県	高等学校の生徒の授業料等減免	公立高等学校などに通う生徒の保護者の家計が急変した世帯の経済的負担を軽減するため、授業料、入学料などの減免を実施	県庁教育企画室（☎019-629-6109）
保護者の家計が急変した学生への支援	県	高等学校の生徒の授業料等減免	私立高等学校などに通う生徒の保護者の家計が急変した世帯の経済的負担を軽減するため、授業料の減免を実施	県庁学事振興課（☎019-629-5042）
保護者の家計が急変した学生への支援	県	奨学のための給付金支給事業	公立高等学校などに通う生徒などの保護者の家計が急変した世帯などの授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金	県庁教育企画室（☎019-629-6109）
保護者の家計が急変した学生への支援	県	奨学のための給付金支給事業	私立高等学校などに通う生徒などの保護者の家計が急変した世帯などの授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金	県庁学事振興課（☎019-629-5042）
保護者の家計が急変した学生への支援	国	高等教育修学支援新制度	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う学生の保護者の家計が急変した世帯を対象に、授業料および入学料の減免と併せて、返済の必要のない給付型奨学金を支給	日本学生支援機構（☎0570-666-301）
保護者の家計が急変した学生への支援	国	奨学金の貸与	大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院の学生を対象として奨学金を貸与	日本学生支援機構（☎0570-666-301）
アルバイトがなくなり収入が減少した学生への支援	国	学生支援緊急給付金	アルバイト収入の大幅な減少などにより大学・高等専門学校・専門学校などでの修学が困難となっている学生への経済的支援を実施（非課税世帯20万円、その他10万円）	各大学・高等専門学校・専門学校などの窓口
アルバイトがなくなり収入が減少した学生への支援	県	大学生等修学支援緊急対策	アルバイト収入の減少などにより修学の継続が困難となっている大学生などを会計年度任用職員として任用	県庁人事課（☎019-629-5072）
日本学生支援機構の奨学金の返済の相談対応	国	減額返還・返還期限猶予	返還額を減額して、返還期間を延ばす減額返還や、一定期間返還を先送りする返還期限猶予が可能	日本学生支援機構（☎0570-666-301）

2 経済活動の回復に向けた取り組み（事業者向け）

【全般】				
区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
経営に関する相談対応	県	中小企業者向け金融相談窓口の設置	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に支障が生じている県内中小企業者を対象に、資金繰りや融資制度に関する相談体制を整備（広域振興局など県内8カ所）	県庁経営支援課（☎019-629-5542）
経営に関する相談対応	県	飲食業、理美容業など、生活衛生関係営業者からの相談対応	県生活衛生営業指導センターの相談窓口において、生活衛生関係営業者からの各種融資・給付金の申請などの相談にワンストップで対応	公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター（☎019-624-6642）
経営に関する相談対応	県	農林水産業相談窓口の設置	広域振興局など県内33カ所に相談窓口を設置し、農林水産業者からの経営相談などに対応	県庁農林水産企画室（☎019-629-5621）
【経営の支援】				
区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
経営（業績）が悪化した場合の支援	国	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少している中小企業や小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、農林事業者、その他各種法人者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給。上限：法人200万円、個人事業者100万円	持続化給付金事業コールセンター（☎0120-115-570）
経営（業績）が悪化した場合の支援	国	家賃支援給付金	売上高が前年同期比で減少などの影響が出ている中小企業者などが支払う家賃の一部を負担する給付金を支給	中小企業庁総務課（☎03-3501-1768）
経営（業績）が悪化した場合の支援	市	地域企業経営継続臨時支援事業（家賃補助）	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業で、ひと月当たりの売上げが20%以上減少した中小企業者に、家賃の半額を3カ月補助。20%以上50%未満減少：上限5万円／月、50%以上減少：上限10万円／月	本庁商業観光課商業振興係（☎34-1759）
経営（業績）が悪化した場合の支援	市	地域企業経営継続臨時支援事業（償還金補助）	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業などで、ひと月当たりの売上げが20%以上減少した中小企業者の償還金に、店舗面積の割合を乗じた額の半額を3カ月補助。上限5万円	本庁商業観光課商業振興係（☎34-1759）
経営（業績）が悪化した場合の支援	市	地域企業臨時支援給付金事業（飲食店向け・宿泊事業者向け）	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者を対象に給付金を支給。飲食店：10万円／店舗、宿泊事業者：1.3万円×収容人数	本庁商業観光課商業振興係（☎34-1759）
宿泊事業者に対する支援	県	観光宿泊施設緊急対策事業費（観光宿泊施設経営継続支援）	感染症の影響を受ける宿泊施設に対し、経営継続を支援するための支援金を支給。定額100万円／施設	県庁観光・プロモーション室（☎019-629-5573）
フリーランスで子どもがいる場合の支援	国	小学校休業等対応支援金	小学校などの休校で休業したフリーランス（委託を受けて個人で仕事をする保護者）に対し、1日当たり4,100円（定額）を助成（一部拡充予定）	学校等休業助成金支援金等相談コールセンター（☎0120-60-3999）
飲食事業者、小売事業者、サービス事業者に対する支援	県	地域企業経営継続支援事業費補助（感染症対策等支援）	飲食店や小売店などの感染症防止対策や業態転換に要する経費を支援。補助率：定額、補助上限額：10万円／店舗・事業所	県庁経営支援課（☎019-629-5547）
中小事業者（個人事業者を含む）に対する支援	市	地域企業事業改革臨時支援補助金（新規事業進出支援補助）	市内に事業所を有する者が、新たなサービスとして事業改革や事業拡大をする経費の一部を補助。補助率：1／2、上限：50万円	本庁商業観光課商業振興係（☎34-1759）
中小事業者（個人事業者を含む）に対する支援	市	中小企業感染症対策臨時支援補助事業	市内に事業所を有する者が、感染症対策のために店舗の改装などを行う経費の一部を補助。補助率：1／2、上限：30万円	本庁商業観光課商業振興係（☎34-1759）
公共交通事業者などに対する支援	県	地域企業経営継続支援事業費補助（感染症対策等支援）	公共交通事業者などが感染症防止対策に要する経費を支援。補助率：定額、補助上限額：10万円／営業所	県庁交通政策室（☎019-629-5204）
製造業に対する支援	県	ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助	中小ものづくり企業などの生産性向上や技術力強化などの取り組みに要する経費を支援。補助率：1／2、補助上限額：300万円／件	県庁ものづくり自動車産業振興室（☎019-629-5552）
福祉施設などに対する支援	県	就労継続支援事業所生産活動活性化事業費補助	減収した就労継続支援事業所に家賃・設備のメンテナンスなど、生産活動の再起に向けて必要となる経費を支援	県庁障がい保健福祉課（☎019-629-5447）
福祉施設などに対する支援	県	介護サービス事業所等利用再開支援事業費補助	介護サービス事業所などが、利用者の利用再開に向け、支援を行った場合の経費を支援	県庁長寿社会課（☎019-629-5435）
農林漁業者に対する支援	国	経営継続補助金	感染拡大防止対策とともに、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換など農林漁業者の経営の継続に向けた取り組みを行う場合の経費を支援	県庁農業振興課（☎019-629-5642）
農林漁業者に対する支援	国	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	畜産農家が、経営体質の強化に資する取組メニューに取り組んだ場合、出荷頭数に応じて奨励金を交付するとともに、肉用牛の計画的出荷に伴う掛かり増し経費などを支援	県庁畜産課（☎019-629-5721）

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
市奨学金受給学生への給付	市	市奨学金受給学生への給付	市から奨学金を借りている学生（6月1日現在）に一人当たり5万円を支給	本庁教育総務課総務係（江刺総合支所・☎34-1319）
文化芸術・スポーツ活動の継続の支援	国	文化芸術・スポーツ活動の継続支援	活動自粛を余儀なくされたフリーランスを含む文化芸術・スポーツ関係団体などに対し、感染症対策をはじめとする、活動の継続に向けた積極的取り組みなどに必要な経費を支援	県庁文化振興課（☎019-629-6288）、県庁スポーツ振興課（☎019-629-6495）
【就業・就職】				
区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
内定が取り消された人への支援	県	内定取消者などを対象とした再就職支援	民間企業から内定を取り消された人または採用を延期されている人に対し、県内企業への就職までの間、会計年度任用職員として任用しつつ再就職を支援	県庁人事課（☎019-629-5073）
県外の学生がインターンシップなどへ参加する場合の支援	県	岩手県出身県外大学生等応援事業	県外に進学している岩手県出身の大学生などが、県内で行うインターンシップ、企業見学および地域での企業説明会などで、帰県する際に要する交通費や宿泊費を支援	県庁定住推進・雇用労働室（☎019-629-5588）
【税・公共料金など】				
区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
市県民税・固定資産税などの支払いの相談対応	市	市税の徴収猶予	減収を事由とする各種税目の徴収猶予	本庁納税課滞納整理係（☎34-2228）
国民健康保険税の減免など	市	国民健康保険税の減免	国民健康保険加入世帯で、主に生計を維持する人の収入が減少した場合に、区分に応じて保険税の減免を決定	本庁税務課市民税係（☎34-2173）
経済対策における税制上の措置	国・市	緊急経済対策における税制上の措置	所得税、固定資産税、自動車税・軽自動車税、個人住民税などについて、緊急的に必要な税制措置を講じるもの	本庁税務課（☎34-2374、34-2376）
国民年金保険料の支払いの相談対応	国	減収を事由とする免除・猶予制度	減収を事由とする免除・猶予	日本年金機構一関年金事務所（☎0191-23-4246）、本庁市民課国民年金係（☎34-2914）
水道料金などの支払いの相談対応	市	支払期限の延長	支払期限の延長（事業者向けにも支払い猶予あり）	市上下水道部お客様センター（☎25-6700）
公共料金や電話料金の支払いの相談対応	民間	支払期限の延長	支払期限の延長（事業者向けにも支払い猶予あり）	各電気・ガス・電話などの事業者
国民健康保険一部負担金の減免など	市	国民健康保険一部負担金の減免など	失業など特別な理由により一時的に著しく収入が減少し、医療費の支払いが困難な人に、一部負担金の免除、減額、徴収猶予を決定	本庁健康増進課国保係（☎34-2901）
国民健康保険の傷病手当金	市	国民健康保険傷病手当金	奥州市国保被保険者が新型コロナウイルス感染症の感染または感染が疑われる場合に、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給	本庁健康増進課国保係（☎34-2901）
後期高齢者医療制度の減免	広域連合	後期高齢者医療制度の減免	後期高齢者被保険者の属する世帯の収入が減少した場合、区分に応じて保険料、医療費の一部負担金の減免を決定	本庁健康増進課医療給付係（☎34-2902）
後期高齢者医療制度の傷病手当金	広域連合	後期高齢者医療制度の傷病手当金	被保険者が新型コロナウイルス感染症の感染または感染が疑われる場合に、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給	本庁健康増進課医療給付係（☎34-2902）
福祉医療資金の貸し付け	市	福祉医療資金貸付	市医療費給付制度の受給者を対象に、医療費の一部負担金相当額の支払いが困難な場合、その資金の全部または一部を無利子で貸し付け	本庁健康増進課医療給付係（☎34-2902）
国民健康保険高額療養資金の貸し付け	市	国民健康保険高額療養資金貸付	国保加入者で、国保高額療養費の支給が1万円以上となる世帯主に対し、資金を貸し付け	本庁健康増進課国保係（☎34-2901）
介護保険料の減免	市	介護保険料の減免	第1号被保険者の属する世帯で、主に生計を維持する人の収入の減少が見込まれる場合、区分に応じて保険料の減免を決定	本庁長寿社会課介護認定係（☎34-2198）
住宅ローンの支払いの相談対応	国・民間	利払い・返済スケジュールの変更についての相談	今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能	金融庁相談ダイヤル（☎0120-156811）

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
農林漁業者に対する支援	県	肥育経営生産基盤強化緊急支援事業費補助	県内の肉用牛農家が、県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援	県庁 畜産課（☎ 019-629-5721）
農林漁業者に対する支援	市	和牛肥育経営生産基盤支援事業	市内の和牛肥育農家が、県南家畜市場で開催される和牛子牛市場から市産の黒毛和種素牛を導入するために必要な経費の一部を支援	本庁農政課畜産係（☎ 34-1581）、JA岩手ふるさと畜産課、JA江刺畜産課
農林漁業者に対する支援	国	優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	肉用子牛の全国平均価格が一定の水準を下回った場合、畜舎環境の改善、子牛の疾病の防止などに取り組む生産者に対し、子牛販売頭数に応じた奨励金を交付	県庁 畜産課（☎ 019-629-5721）
農林漁業者に対する支援	国	肉用子牛流通円滑化等緊急対策事業	肉用子牛の計画的出荷に伴う掛かり増し経費を支援	県庁 畜産課（☎ 019-629-5721）
農林漁業者に対する支援	国	農業労働力確保緊急支援事業	農業経営体が農業経験を有する人材や学生などの多様な人材を活用する際の労賃などの掛かり増し経費を支援	県庁 農業振興課（☎ 019-629-5642）
農林漁業者に対する支援	国	高収益作物次期作支援交付金	次期作に向けて、野菜、花き、果樹などの生産者に対して、土壌改良、種苗などの資材購入などに要する経費などを支援	県庁 農産園芸課（☎ 019-629-5706）

【雇用の維持】

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
従業員に休んでもらう場合の支援	国	雇用調整助成金	休業などの助成（解雇などを行わない中小企業の助成率は10／10）。助成率は、企業規模・雇用条件で変動	岩手労働局職業対策課分室 助成金相談コーナー（☎ 019-606-3285）
従業員に休んでもらう場合の支援	国	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	休業助成（休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者が、自らの申請により受給）	岩手労働局職業安定部（☎ 019-604-3004）

【資金繰り】

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
資金繰りのための融資（全般）	国	新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1カ月の売上高が前年または前々年同期比で5％以上減少している事業者を対象に融資を実施（要件該当により3年間実質無利子）	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（☎ 0120-154-505）
資金繰りのための融資（全般）	県	新型コロナウイルス感染症対応資金	売上が減少し、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けている県内中小企業者を対象に、保証料を全額補給し、3年間無利子の融資を実施	県庁 経営支援課（☎ 019-629-5542）
資金繰りのための融資（全般）	国	資本金性資金供給・資本増強支援	▶日本政策金融公庫および商工組合中央金庫が、金融機関が資本とみなすことができる長期一括償還の資本金性劣後ローンを供給 ▶中小企業基盤整備機構などが官民連携ファンドを通じて出資や債権買取などを行い、経営改善まで幅広く支援	経済産業省中小企業金融相談窓口（☎ 0570-783183）
資金繰りのための融資（飲食業、理美容業など）	県	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付など	日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者の資金繰り支援（要件該当により3年間実質無利子）	公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター（☎ 019-624-6642）
資金繰りのための融資（農林漁業者）	国	農林漁業セーフティネット資金	経営に影響が生じている農林漁業者に対する資金繰り支援（貸し付け当初5年間実質無利子化、実質無担保化）	日本政策金融公庫盛岡支店（☎ 019-653-5121）
資金繰りのための融資（農林漁業者）	県	農業経営負担軽減支援資金利子補給	経営に影響が生じている農業者が負債の借り換えを行う場合の利子負担を軽減	県庁 団体指導課（☎ 019-629-5699）

【税・公共料金など】

区分	実施主体	事業名など	内容	連絡先
法人税や消費税などの納税の相談対応	国	法人税や消費税、ほぼ全ての税	収入が減少（前年同月比マイナス20％以上）した事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を1年猶予	水沢税務署（☎ 24-5111）
社会保険料の支払いの相談対応	国	健康保険料や厚生年金保険料の猶予	事業などに係る収入が相当に減少した場合に納付を猶予	日本年金機構・年金事務所・健康保険組合
固定資産税の軽減など	国	中小事業者などの固定資産税などの軽減措置	事業者が保有する建物や設備などの来年（2021年）の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2に軽減	本庁税務課家屋係（☎ 34-2376）
法人市民税の申告・納期限の延長	市	法人市民税の申告・納期限の延長	法人市民税の申告・納付の延長	本庁税務課市民税係（☎ 34-2173）
経済対策における税制上の措置	国・市	緊急経済対策における税制上の措置	法人税、消費税、固定資産税、自動車税・軽自動車税などについて、緊急的に必要な税制措置を講じるもの	本庁税務課（☎ 34-2374、34-2376）
自動車税や個人事業税などの納税の相談対応	県	県税の徴収猶予制度の特例	事業などに係る収入が大幅に減少（前年同月比マイナス20％以上）した場合、納期限から1年間、徴収を猶予（担保不要、延滞税全額免除）	各広域振興局の県税窓口